

令和 7 年度 県立精和病院パーソナルコンピュータ他一式賃貸借契約書

沖縄県立精和病院 院長 屋良 一夫（以下「甲」という。）と、〇〇会社〇〇〇〇〇〇
〇 代表取締役 〇〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、パーソナルコンピュータ他一
式（以下「機器」という。）の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 この契約は、機器を甲の使用に提供することを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 8 年 1 月 1 日～令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までとする。

（設置場所及び契約対象機器）

第 3 条 1. 設 置 場 所 : 南風原町字新川 260 番地
沖縄県立精和病院
2. 設置対象機器 : 別紙品名一覧のとおりとする。

（賃貸借料）

第 4 条 機器の賃貸借料は、総額 〇〇〇〇〇〇〇円とする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇〇〇円。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規程並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2. 甲は乙に支払う賃貸借料金は月額〇〇〇〇〇円（税込み）する。

3. 賃貸借料金の計算期間は、各月の初日から月末までの 1 ヶ月とする。

ただし、1 ヶ月に満たない月については日割り計算するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金額 金 円

乙は、契約金額（長期継続に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じた額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

2. 財務規程第 133 条第 2 項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(支払条件)

第 6 条 乙は、賃貸借料金を別紙のとおり翌月初めに甲に請求するものとし、甲は乙の発行する適法な請求書を受領日から起算して 30 日以内に、乙に支払うものとする。

(履行遅延利息)

第 7 条 契約者は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ未決済部分の金額に対し、円 2.5%の割合で計算した金額を違約金として納入者に納付しなければならない。

(保守)

第 8 条 物件の保守（ウイルス対策ソフトウェアの更新含む。）及び操作方法の指導については、乙が行うものとする。
2. 保守に要する費用は、乙の負担とする。

(所有権表示)

第 9 条 甲は、機器が乙の所有であることを示す表示等を棄損する等、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

(設置場所)

第 10 条 甲は、第 3 条所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、甲が故意または重大過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。
2. 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたまたは、他の目的に利用してはいけない。
2. 個人情報の取り扱いについては、別紙に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、第 2 条の規程にかかわらず、自己の都合によりこの契約を解除するときは、

- 1 ヲ月前に文書をもって乙に通知するものとする。
2. 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書を持って勧告し、直ちにこの契約を解除することができる。
3. 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、契約開始日若しくは猶予期限までに甲が発注する物品の引き渡しができないとき、又は引き渡しをする見込が明らかにならないとき。
- (2) 乙が次のアからオ迄のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- ア 役員等（乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはそのもの又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下暴力団対策法という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ ウ及びエに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を所有していると認められるとき。

（機器の返還）

第14条 前条の規定によりこの契約を解除した場合、甲は機器を速やかに乙に返還しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定めない事項または、この契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙双方で協議し、円滑に解決を図ることとする。

（長期継続契約に係る特記事項）

第16条 この契約は、沖縄県長期継続契約を定める条例に基づき、契約締結の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約の内容などを見直すなどにより、予算の範囲内における契約変更の可能性等に

についても乙と十分協議したうえで、この契約を継続することが困難である場合に限り、この契約を解除できるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関して紛争が発生し、訴訟によってこれを解決する場合は、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 18 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）を遵守するものとする。

前期契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえその 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 南風原町字新川 2 6 0 番地
氏 名 沖 縄 県 立 精 和 病 院
院 長 屋 良 一 夫

乙 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○ ○○○○○○
○○○○○ ○○○ ○○

【別紙 機器一覧】

No	型名	品名	数量	単位	単価	金額	メーカー	備考
1	クライアントPC							
	ノートパソコン類		1	台				
			94	台				
	デスクトップPC		1	台				
			4	台				
	アプリケーション		89	式				
			5	式				
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	①	
2	サーバPC1(アップデートファイル配信/ウイルスチェックソフト定義/windowsパッチ)							
	サーバ		1	台				
	アプリケーション		1	台				
			9	式				
			1	式				
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	②	
3	A3カラーレーザープリンタ							
	A3カラーレーザープリンタ		1	台				
			1	台				
			1	式				
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	③	
4	A3モノクロレーザープリンタ							
	A3モノクロレーザープリンタ		1	台				
			3	台				
			1	式				
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	④	
5	A3複合機							
	A3カラーインジェットプリンタ		19	台				
			19	式				
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	⑤	
6	ネットワーク機器類							
	NAS		1	台				
			1	台				
	UPS		1	式				
			1	式				
			1	式				
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	⑥	
7	作業・資材							
	作業費		1	式			—	
			0	式			—	
			0	式			—	
	資材費		1	式	0	0	—	
	< 小 計 >					0		
	< 調 整 額 >							
	< ご 提 供 額 >					¥0	⑦	
合 計 金 額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)						¥0	(税別)	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複

写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃

棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いとは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。